

個人情報保護ワーキンググループ及び 情報連携基盤技術ワーキンググループの開催について（案）

1 趣 旨

情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するためには、国民が窓口等で利用する番号の整備（社会保障・税に関わる番号制度）と、各機関間の情報連携の仕組みの構築（国民ID制度）を一体的に進めることが不可欠である。

特に、第三者機関創設等個人情報保護の仕組み、情報連携基盤（制度設計、情報システム等）、本人認証の仕組み、付番・管理等については、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度で共通する事項であり、かつ、社会保障・税に関わる番号制度に合わせて導入する必要がある。

そのため、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場として、個人情報保護ワーキンググループ（以下「個人情報保護WG」という。）及び情報連携基盤技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）を開催する。

2 検討内容

個人情報保護WG及び技術WGは、次の事項について検討し、その結果及び活動状況について社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部企画委員会に報告する。

(1) 個人情報保護WG

社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度における個人情報保護の仕組みに関する事項（技術に係る事項を除く）

（注）消費者庁、総務省等関係府省の協力を得て検討を実施。

(2) 技術WG

社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度で共通する事項のうち技術に係る事項

3 構成及び運営

- (1) 各WGは、峰崎内閣官房参与の主宰するWGとして開催する。
- (2) 各WGの構成員は別紙1及び別紙2のとおりとする。
- (3) 各WGに座長及び座長代理を置く。
- (4) 各WGの座長及び座長代理は峰崎内閣官房参与の指名により定める。
- (5) 各WGは、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、サブワーキンググループを開催することができる。
- (7) その他、各WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

4 庶 務

個人情報保護WG及び技術WGの庶務は内閣官房（社会保障改革担当室及び情報通信技術（IT）担当室）において処理する。